

## 『万葉集』卷七卷末歌の配置と歌意の考察

津 田 大 樹

### (一) 序

『万葉集』卷七は「雑歌」「譬喩歌」「挽歌」の三部で構成されている。「雑歌」「譬喩歌」の部ではさらに小題を付して歌群を配置する。「雑歌」部では冒頭から「詠天」「詠月」以下、「譬喩歌」部では冒頭から「寄衣」「寄玉」以下といった配置をとる。卷末の「挽歌」部では、小題を付さずに一四〇四〜一四一五の十首を並べた後、一四一五の異伝歌である一四一六を「或本歌曰」として配置し、さらに「羈旅歌」の小題を付して一四一七歌を配置する。そしてこの一四一七歌が卷七の卷末歌となっている。

卷七では「雑歌」部の小題に「羈旅作」の歌群があり、また「芳野作」「山背作」「撰津作」などの地名を示す小題もある。『万葉集』の他巻の構成を考えても、羈旅歌は「雑歌」として分類されるのが通例である。したがって当面の卷七「挽歌」部に小題として「羈旅歌」があることは異例である。そこで、この配置に関して従来さまざまな解釈が提起されてきた。

さらに問題を複雑にするのは、一四一七歌そのものの解釈にも諸説が提起されていることである。配置の問題と歌意の解釈とが関わって定まった理解の得られていない状況にある。

はじめに歌本文を示して主な解釈の異同を確認する(注1)。

羈旅歌  
名兒乃海乎 朝榜来者 海中尔 鹿子曾鳴成 何怜其水手  
(卷7 一四一七)

この一四一七歌を羈旅歌(雑歌)として解釈する説と、挽歌として解釈する説とがある。また、下句に詠まれている「鹿子」(第四句)と「水手」(第五句)について

も、いずれか一方を借字とみて、「鹿子」(鹿)を詠んだものとする説と、「水手」(水夫)を詠んだものとする説とがあつて定まらない。

挽歌説は『私注』の提起したものと思われるが、青木生子氏(注2)、『全注』『新体系』『和歌文学大系』などに、これを挽歌とする論があるほか、『集成』『釈注』などにも挽歌説が付記されている。

また、羈旅歌説はこれが卷末であることから「雑歌」部の羈旅歌群の補遺とみなすものである。羈旅歌説の中でも、『全注釈』『窪田評釈』『注釈』『大系』『全集』などは「鹿子」(鹿)を詠むものとしているが、『代匠記』『考』『古義』『略解』『新考』『口訳』『全釈』『金子評釈』『佐々木評釈』などは「水手」(水夫)を詠むものとする。

『新編全集』頭注に諸説をあげて「決定は困難」と記すのは、こうした研究史の現況を示すものと言えよう。しかし、従来の諸説には、表現の解釈に不十分な点があり、歌の内容が正確に理解されていないように思われる。本稿では、いまだに定説をみない一四一七歌について検討し、その配置と歌意に関する解釈を提示する。

### (二) 部立と小題

部立及び歌の配列に関する問題から再確認する。「羈旅歌」と小題が付される一四一七歌は目録においても、本文においても挽歌部に配されている。それにも関わらず、一四一七歌を挽歌と認めない説が広く行われてきたのは、歌の表現内容が挽歌的ではないという判断が存したためであるが、こうした判断はまた、一四一七歌が卷末に置かれているために、卷七雑歌部羈旅歌群の追補と位置付けることができる可能性を見込んでのものであった。

しかしながら、一四一七歌の表現は、挽歌として理解することができないわけ

はない。何よりも、挽歌部に配されていることを軽視するわけにはいかない。まずは、挽歌としての解釈を試みるのが正当な方法であろう。

万葉の挽歌部には、人物の死に直面した際の詠や、死後の儀礼に関わる歌などが多くある。こうした挽歌の場合には、歌の表現からも、それが挽歌であることを明確に読み取ることができる。しかし、挽歌の中には、例えば、時を経てから死者を回想し哀傷して歌われたものなど、さまざまな内容のものが含まれている。したがって、直接に死を歌う語や、儀礼を叙述する表現が認められないからといって、挽歌であることを疑ってしまうのは、速断に過ぎるものと思われる。

また、「羈旅歌」と題される点についても、万葉挽歌の中には、旅先で接した事物に寄せて死者を偲ぶという歌が広く認められるところであるから、「挽歌」部内における「羈旅歌」、即ち「挽歌の中で旅先で詠まれたもの」という称も成り立ち得るものと思われる。「挽歌の部立下にあり羈旅における挽歌の意」（『和歌文学大系』）という理解は妥当なものと考える。

以下、一四一七歌の表現に即しながら考察する

### (三) 「名兒乃海」

一四一七歌はまず「名兒乃海乎」と地名を提示する。この「名兒」は、同じ巻七の雑歌に「住吉の 名兒（名兒）の浜辺に」（一一五三）とあるのと同地とみてよいだろう。この一一五三歌は「攝津作」と題される歌群の一首だが、同歌群には一一五五歌にも「奈呉」が詠まれるほか、前後の歌には「吾兒」（一一五四）、「阿胡」（一一五七）という地名がみえ、いずれも住吉の海岸地帯の小地名と思われる。奥野健司氏『万葉撰河泉志考』（注3）では、「吾兒と同所ならむと云ふも未だ詳かならず」とした上で、「或は難波より見て、海岸線の湾入せる此岸を吾子と呼び彼岸を名兒（汝子）と対称せしものか。」とも記されている。

詳しい所在は確かめられないが、ここで着目しておきたいのは、『全注』が大井重二郎氏の説（『万葉撰河泉歌枕考』）を引用して「な」「あ」を同地とした上で、いずれも「兒」（妻）への連想を込めたものと説いていることである。また『釈注』では、「名兒↓吾兒と引き続く土地なのであるうか。」としながらも、「双方とも、『兒』に家郷の子（妻）を連想していよう。」とする点は共通している。こうした同音による連想は、十分に想定されるところで、当面の一四一七歌の場合にもまた、考

慮に入れるべき事項と言えよう。歌の場としての地名に、こうした連想がまつわることは、羈旅歌の発想形式に照らしても認められるところで、この一四一七歌の基調に「兒」への思慕が込められていることを窺がわせるものと言えらるう。

### (四) 「鹿子曾鳴成 何怜其水手」

続いて、この「名兒乃海」を榜ぎ来ると「鹿子曾鳴成 何怜其水手」と歌われる。この下句の表現について、『考』には「鹿子は借字、水手也、今本鳴とあるは喚也、鳴の草喚に似たりよて誤りしなるへし、ゆゑにあらたむ、水手か聲の聞ゆと云也」とある。こうした誤字説も含めて、第四句「鹿子」、第五句「水手」をいずれも水夫のこととする説がある一方、「海中で鹿が鳴いている。ああその鹿よ。」（『全注釈』）などのように、「鹿子」「水手」をいずれも鹿の意に解する説も行われている。また、挽歌説をとる『私注』には「『水手』『鹿子』は、お互に借り通しても、用ゐる字であるが、此の歌ではそれを、ちゃんと使ひ分けて居る」として、「海の中に鹿が鳴いて居るのである。ああああ、それにつけて思ひ出される、あの水手はまあ。」と解している。

細部には、なお、論者による異同があるが、従来の諸説は凡そ右のように概括できる。これらの先行諸説を踏まえた上で、本稿の解釈を述べてみたい。

まず、一四一七歌下句の表現は、はやくから指摘されてきたように、「詠霍公鳥一首」と題される長歌（巻9 一七五五）の反歌、

かき霧らし 雨の降る夜を ほととぎす 鳴きて行くなり あはれその鳥  
(巻9 一七五六)

の下句の表現と「おなし語勢なり」（『代匠記』初）と認められる。そして、この一七五六歌の表現を見れば、第五句「あはれその鳥」の「その」が、直前に「ほととぎす 鳴きて行くなり」と歌われている「ほととぎす」を指示していることは明らかである。

そこで改めて当面の一四一七歌「鹿子曾鳴成 何怜其水手」について考えるならば、第五句「何怜其水手」の「其」が指示するのは、第四句の「鹿子」であること

は明らかである。「其」は同一歌中における既出のものを指示する(注4)と説かれてはいる通りである。したがって、一四一七歌における「鹿子」と「水手」は、用字が異なるだけであって、同一の対象を指していることになる。では、「鹿子」と「水手」のいずれを正字とみるべきであろうか。

応神紀十三年の条には、鬢長媛かみながひめに関する記事の別伝として「鹿子水門かこのみかど」の地名起源にまつわる伝承が記載されている。天皇が淡路島に出かけた折に、数十の鹿が海を渡って播磨の水門に入るのを見かけた。使者を遣って確かめさせると、それは鹿の皮を着た人間で、諸国君牛もろくにぎみうしが娘の鬢長媛を献るために参上したという内容である。これを「鹿子水門」の地名起源と説くとともに、「凡そ水手を鹿子と曰ふは蓋し始めて是時に起れり」と記している。応神紀のこの記事からも、「鹿子」と「水手」の訓みの通用を確認することができる。

したがって、用字に即する限りでは当面の一四一七歌の「鹿子」「水手」を鹿の意とも水夫の意とも理解することは可能である。しかし、前後の語句と併せて一首全体の内容を考えるならば、ここは鹿の意とするのが妥当ではなからうか。

先に引用した『考』では「鹿子」を借字とみて水夫の意に理解しているが、その際に「鳴」を誤字として、「喚」に改めている。

これは、「水手の声呼び」(巻4五〇九、巻15三六二二)「水手も声呼び」(巻15三六二七)といった用例を踏まえてのことと思われるが、その前提として、水夫と解釈するためには「鳴」では整合しないという判断があったのではないか。

しかし諸本に異同なく「鳴」である本文を「喚」に改めることは認められないであろう。そして「鳴」であるからには鹿を歌ったものとして理解するのが妥当であろう。

「鳴」の用字例は、「とり」(巻1一六他)「よぶこどり」(巻1七〇他)「たづ」(巻1七一一他)「ほととぎす」(巻2一一二他)「ちどり」(巻3二六六他)「かほどり」(巻3三七二他)「かも」(巻3三七五他)「うぐひす」(巻6一〇一二他)「かり」(巻8一五一五他)など鳥類の鳴くことを表す場合が大部分で、その他に「かはづ」「しか」などの動物が鳴くことを表す例もあって、当面の一四一七歌が鹿を詠んだものであるならば、誤字などを想定せずとも、疑念なく理解することができるのである。

なお、「音のみや泣かむ(啼耳鳴六)」(巻3四八三)、「音にさへ泣きし(哭左倍鳴四)」(巻4四九八)のように、「鳴」字が人の泣くことを表して用いられ

た例があることは看過できない。これを重視するのであれば、「水手(水夫)が泣いている」という解も、可能性としては成り立ち得るからである。しかし、きわめて限られた例であることに加え、一方の「鹿が鳴いている」という表現が万葉歌に広く詠まれるものであることを考慮するならば、一四一七歌の第四句「鹿子曾鳴成」の字面から導かれる読みとしては、やはり「鹿が鳴いている」との解をとるべきであろう。これに続く第五句も、感動詞「あはれ」によって「ああ、その鹿よ」と感慨を込めて結んだものと理解できる。

#### (五) 鹿鳴の抒情

一四一七歌の下句は鹿の鳴くことを歌ったものであると考えてきたが、その上で、「何あはれ怜れ其水手」と歌われる抒情表現の内実を確かめていきたい。

『万葉集』には鹿鳴を詠んだ歌が数多くある。当面の一四一七歌について、「旅び」としてある状態と、鹿の哀切な聲とは通ふところがあつて、云ひ難い感があったのである(『窪田評釈』)。「鹿に感情を寄せているのは、その鳴く心が傷心に値するからである」(『全注釈』)といった説明もされているが、『全注』に「鹿の声に感動する歌と解すると、この歌は挽歌ではなくなる。」と記されている通り、単に鹿鳴の哀調をいうだけでは挽歌としての解釈を得られない。

また、都倉義孝氏の論(注5)をはじめ、この歌の背後に鹿に関わる古伝承を想定する説もある。仁徳紀三十八年秋七月の条や、撰津国風土記逸文に伝えられるトガノ(菟餓野・刀我野)の鹿の伝承がそれである。特に逸文の記事では、牡鹿が牝鹿に逢うために海を渡って淡路の野鳴に向い、途次で舟に逢って射殺されるという内容となっており、当面の一四一七歌の鹿が海を渡っていると解した上で、この伝承との関連を考える説が示されているのである。

鹿が海を渡ることは、撰津国風土記逸文の記事の他にも、播磨国風土記の揖保郡伊刀鳴の条など、他の資料にも見え、また『私注』や『注釈』など、現代の事例を紹介した記述もある。しかし、本稿では、当面の一四一七歌の鹿が海を渡っているとすることは、適切ではないと考える。

第三句に「海中うみなか」とあることから、鹿が海を泳いでいるといった解釈が示され

ているのであるが、「岸寄りを漕いでみる船の中にも、岸で鳴く鹿の聲を聞いた」（『窪田評釈』）とあるように、鹿が海中にいると考えない方がよいのではなからうか。なぜならば、万葉歌における鹿鳴の表現を考慮すると、鹿が泳いでいるという視覚的描写と、鳴いているという聴覚的描写が同時に歌われるのは、きわめて異例で不自然な表現と言わざるを得ないからである。鹿鳴は、あくまでも聞くものであって、鹿の姿を見ることは重ならない。第四句「鹿子曾鳴成」の助動詞「なる」が、「終止形に接続する『なり』」で、聴覚に関する事柄を婉曲に言い表わす」（『釈注』）という点も重視する必要がある。

先に言及した仁徳紀の記事は、天皇と皇后が毎夜に鹿鳴を聞くという話で、「毎夜」とされていることから明らかのように、距離を隔てて、直接に姿を目にしないう鹿の鳴き声が響いてくるという設定が重要な意味を担っている。

鹿鳴は聞くものであるということは、万葉歌の事例を見ても確かめられる。

- ①このころの 朝明に聞けば あしひきの 山呼びとよめ さ雄鹿鳴くも  
(卷8 一六〇三)
- ②このころの 秋の朝明に 霧隠り つま呼ぶ鹿の 声のさやけさ  
(卷10 二二四一)
- ③山近く 家や居るべき さ雄鹿の 声を聞きつつ 寝ねかてぬかも  
(卷10 二二四六)
- ④妹を思ひ 眠の寝らえぬに 秋の野に さ雄鹿鳴きつ つま思ひかねて  
(卷15 三六七八)
- ⑤夜を長み 眠の寝らえぬに あしひきの 山彦とよめ さ雄鹿鳴くも  
(卷15 三六八〇)

右の歌で鹿鳴が聞こえるのは夜から明け方にかけての時間帯で、「寝ねかてぬかも」「眠の寝らえぬに」と歌われ、また「霧隠り」とも歌われているように、鹿の姿を見て歌っているものではない。

また、先に「おなし語勢なり」（『代匠記』初）として取り上げた一七五六歌は、鹿ではなくほととぎすを歌うが、

かき霧らし 雨の降る夜を ほととぎす 鳴きて行くなり あはれその鳥

(卷9 一七五六)

この場合にも、ほととぎすを見ているわけではない。

鹿鳴は、あくまでも聞くものであって、鹿の姿を見ることは重ならない。当面の一四一七歌は朝の時間帯であるが、やはり、鹿鳴は遠くから聞こえてくるもので、鹿の姿を直接目にはしていないと考えられる。

そして、この鹿鳴が、妻恋いの声であることも用例から確かめられる。右にあげた①⑤はすべて雄鹿の声であり、②②二四一歌に「つま呼ぶ」とあるように、妻を恋う声である。これは他の多くの例でも認められる。

- ⑥つま恋に 鹿鳴く山辺の 秋萩は 露霜寒み 盛り過ぎ行く(卷8 一六〇〇)
- ⑦山彦の 相とよむまで つま恋に 鹿鳴く山辺に ひとりのみして  
(卷8 一六〇二)
- ⑧秋萩の 散り行く見れば おほほしみ つま恋すらし さ雄鹿鳴くも  
(卷10 二二五〇)
- ⑨秋萩の 恋も尽さねば さ雄鹿の 声い継ぎい継ぎ 恋こそ増され  
(卷10 二二四五)
- ⑩草枕 旅を苦しめ 恋ひ居れば 可也の山辺に さ雄鹿鳴くも(卷15 三六七四)

などのように、聞く者の恋情が喚起されるものとして歌われているのである。特に⑩は、遣新羅使人歌群の一首で、「引津の亭」に停泊した時、港近くの山に鳴く鹿の声を歌っている。船上の詠であること、陸地から聞こえる鹿鳴を歌っていることなど、当面の一四一七歌と共通するところがある。

こうした事例を踏まえると、一四一七歌の場合も、船上まで聞こえてくる鹿鳴によって触発された、妻恋いの抒情が歌の核心にあることは間違いないだろう。これは冒頭に記した、地名「名兒」から喚起される思慕の情とも符合していることになろう。

そしてこの歌が「羈旅歌」として挽歌部に配されていることに拠るならば、船上で耳にした鹿鳴に触発されて亡妻を偲んだ歌として理解されることになる。

阿蘇瑞枝氏の論(注6)には、古代の中国において、葬儀とは関わらない場で挽歌が歌われ、その哀調が享受されたという事例が多く示されているが、こうした事例は『万葉集』においても認めることができる。

例えば、先にも言及した遣新羅使人歌群の中には、次の歌がある。

古き挽歌一首 并せて短歌

夕されば 葦辺に騒ぎ 明け来れば 沖になづさふ 鴨すらも つまとたくひ  
て 我が尾には 霜な降りそと 白たへの 翼さし交へて 打ち払ひ さ寝と  
ふものを 行く水の 反らぬごとく 吹く風の 見えぬがごとく 跡もなき  
世の人にして 別れにし 妹が着せてし なれ衣 袖片敷きて ひとりかも寝  
む (巻15 三六二五)

反歌一首

たづがなき 葦辺をさして 飛び渡る あなたつたづし ひとりさ寝れば  
(巻15 三六二六)

右、丹比大夫、亡き妻を悽愴く歌

「古挽歌」と題される右の長反歌は、左注にある通り、妻の死を悲傷する亡妻挽歌である。巻15遣新羅使人歌群の配列では、安芸国長門浦から出航した夜に詠まれた三首(三六二二〜三六二四)の次に位置している。「〜別れにし 妹が着せてし なれ衣 袖片敷きて ひとりかも寝む」と結ばれる三六二五長歌、一人寝を嘆く三六二六反歌の内容はともに旅中にある使人たちの心情に合うものであり、また、「夕されば 葦辺に騒ぎ 明け来れば 沖になづさふ 鴨すらも つまとたくひて」と歌いだされる描写も、「水鳥を見聞きする旅にあつて、この歌が想起された」(『新体系』)という想定を成り立たせるものである。この亡妻挽歌が、旅中にあつて家郷の妻を偲ぶ遣新羅使人の心境を託すに合うものとして誦詠され、享受されたものと捉えることができるだろう。

こうした事例は、亡妻挽歌と、旅先で家郷の妻を恋う歌との間に、相通する抒情の存在を証している。したがって、当面の一四一七歌においても、鹿鳴に触発されて亡妻を偲ぶ歌は、航行を共にする人々にとっては、同時に家郷の妻を偲ぶ歌として享受

されたはずである。

旅先で接した事物に寄せて死者を偲ぶという万葉挽歌に広く認められる発想形式に照らしても、以上のような解釈が十分な妥当性を有するものと考ええる。

(六) 結

以上、巻七巻末歌の解釈を提示した。諸説あつて定まらない一四一七歌は、部立ての配置の通り挽歌として理解することができる。この歌は、船上で聞いた鹿鳴に触発されて亡妻を偲ぶものである。旅先で接した事物に寄せて死者を偲ぶという万葉挽歌に広く認められる発想形式によるものであり、また、この亡妻への思慕は、同時に、旅先にあつて家郷の妻を偲ぶ心へと通じるものでもあつた。

【注】

- 1 『万葉集』本文の引用は『万葉集』本文編(塙書房)および『万葉集』訳文編(塙書房)による。
- 2 青木生子『萬葉挽歌論』(昭和五九年三月、塙書房)
- 3 奥野健司『万葉撰河泉志考』(昭和一六年六月、靖文社)
- 4 都倉義孝「名児の海の鹿」(『国文学研究』第三十四集、昭和四一年一〇月)。
- 5 注4に同じ
- 6 阿蘇瑞枝「挽歌の歴史」(『柿本人麻呂論考』昭和四七年一月、桜楓社)

(二〇一九年十月四日受理)